

カメルーン国
ヤウンデ - ブラザビル国際回廊整備事業
(ミントム - レレ間) 及び
コンゴ共和国
ヤウンデ - ブラザビル国際回廊整備事業
(センベ - スアンケ間)
(有償資金協力) 環境レビュー

日時 平成27年11月13日 (金) 14:01 ~ 16:46

場所 JICA本部1階 111会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野
助教

平山 義康 大東文化大学 環境創造学部 教授

松行 美帆子 横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院 准教授

JICA

< 事業主管部 >

増田 淳子 アフリカ部 アフリカ第四課 課長

栗元 優 アフリカ部 アフリカ第四課

後 佑実 アフリカ部 アフリカ第四課

浅利 亮子 アフリカ部 アフリカ第四課

< 事務局 >

渡辺 淳 審査部 環境社会配慮審査課 課長

中島 絵理 審査部 環境社会配慮審査課

宮中 康江 審査部 環境社会配慮審査課

午後2時01分開会

渡辺 本日のワーキンググループ、カメルーン国とコンゴ共和国道路事業、環境レビューのワーキンググループを開始させていただきます。

石田委員と平山委員がまだお見えになっていないということで、松行委員のご質問11番のところから、回答し、必要に応じて補足の説明を差し上げたいと思います。

アフリカ部から増田課長、担当者が出席しております。

それでは、よろしくお願いいたします。

まず、11番です。松行委員から何か追加のご質問等はございますか。

○松行委員 結論としてはまだわからないということですよ。

○増田 最終的には、事業者とそれから審議当局と協議して具体的に決めてまいります。

○松行委員 わかりました。これは結構です。

渡辺 15番はいかがですか。

○松行委員 これはもう提供されたのですか。必要な用地は。

○増田 土地の提供については既にされているということです。

○松行委員 もう移転がされているということですか。土地が提供されて。

○増田 コンゴ共については、既に進んでいるんですけども、カメルーンについてはまだの部分がありますので、それについて確認いたします。

○松行委員 結構前ですよ。このESIAがやられたのは、2009年とか、6年経ってかなり状況が違ってきているのではないかと少し懸念としてはあるのですが、とにかく移転しないところも、ここは移転する場所だと確保だけはされているという理解でよろしいですか。

○増田 はい。

○松行委員 ありがとうございます。

渡辺 では、16番をお願いします。

○松行委員 道の駅というのはどういうものなのですか。日本の道の駅をイメージしてはいけないというのはわかるのですが。

渡辺 そのコンセプトです。

○栗元 そうです。バスターミナルがありまして、そこに少し商店を。

○松行委員 この道はグーグルアースで見たんですけども、とにかく森の中を進んでいる道だったんですけども、そんなに交通量はあるのですか。

○栗元 交通量も現状では数百台/日という程度でして、それが今後この国際回廊が接続されればもう少し増えていくだろうと予測されております。

○松行委員 そのバスターミナルに道の駅ができて、ピグミー¹の方たちがそこまで行

¹ 本議事録では、本事業対象地のバカ族をはじめとする少数民族を、一般的な呼称にならない「ピグミー」もしくは「ピグミー族」と表記する。

く交通手段はあるのですか。ちゃんと農産物を持っていけるのですか。距離感がわからないのですけれども。

○栗元 どういった移動手段になるかわかりませんが、現状でも農産物を生産しているということですので、そこに買い付けにくる人がいるのか、あるいは市場まで持って行くのかという形になるかと思います。

交通量の件についても、現状100台程度、そしてそれが数百台ぐらまで将来的には伸びるという予測が立てられています。

○増田 ピグミーの方たちのアクセスですけれども、この道路を整備することそのものによって、アクセスが整備されることとなりますので、それでそういうスポットとか場所への通行が楽になるというか、現状は非常に状態の悪い道路になっていますので、そこは改善されるということは申し上げられると思います。

渡辺 では、17番。

○松行委員 この村の集合体がコミューンということですね。そうすると、ある村からコミューンの中心にある苦情窓口までは簡単に行けるのですか、ちょっと規模感がわからないんですけれども。

○栗元 コミューンというのは、幾つかの村の集合体ということで、実際には苦情があった場合に、それを出す場所というのは主要なそのまちになるかと思います。

○松行委員 苦情受付窓口が各コミューンにある、そのどこか窓口に行けばいいというわけではないのですか。

○栗元 コミューンの窓口というのはその中心になるまちのようなところがあるので、そこまで行って、話をするというような体制になっています。

○松行委員 距離感がわからない。

○増田 コミューンによって異なってくるところがあると思うんですけれども、大概幾つかの村が構成しているのがコミューンなので、大概その中心部にそういうものが存在するので、基本的には通常はやはりアクセスしやすいところがそういう役割を担っていることが多いと思います。

あとは実際にどこの村、その中でどこの村の人が苦情を出してくるかということによって、もちろんコミューンの中心部の窓口があるところと、その住んでいらっしゃる方の村の距離がありますけれども、基本的にはコミューンの中心部というのは逆に言うとアクセスの悪いところには置きませんから、そういう意味では基本的にはアクセスがいいものと想像されます。

○松行委員 この写真でこの村の状態とかを見ると、どんな交通手段を持っているのだろうと思って、どうなのでしょう、徒歩なのでしょう、それとも何かバイクとか持っている感じなんですか。

○栗元 道路のゾーンではタクシーとかそういった業者さんもいまして、まち間を移動するための手段はそういった形で提供されていますので、そういったものを使う。

さらに僻地からまち、コミューンの中心地、村までは徒歩とかで移動ということもあ
ると思います。主要なまち間はタクシーとかでも移動がなされていることを確認して
おります。

○松行委員 主要なまち間はよくて、結局どこの村からも苦情受付窓口に行ける
のかどうかというのが大切だと思います。それがどうなのかなというのをちょっと
伺いたかったんです。どれくらい離れているのかもちょっとわからないので。

○増田 そこもやはりコミューン次第なのかなというところがあるので、一律にはち
よっと申し上げづらい部分があるかと思います。一般的には、徒歩がある程度使われ
ていると思いますし、例えばバイクを持っている人であれば、遠くに行く際に使うこ
とが主の目的であるとしても、短距離で使わない理由はないので、その手のものを
使う可能性はあると思います。それはやはりちょっと村とかコミューンの状況にはよ
るかなと思います。

○松行委員 わかりました。ありがとうございます。

渡辺 18番をお願いいたします。

○松行委員 これも影響は少ないものとあるのですが、どんな狩りをしているのかに
よるのかなという気がして、例えば工事中に大きな音が出たり、振動が出たりして動
物が出てこないとか、いなくなっちゃったりとかすることがあると影響が出るのかな
と思うんですが、どんな狩りをしているのですか。

○増田 我々が既に収集している情報の中では、野鳥類とかジビエという書き方
がフランス語でされていますけれども、そういうものを捕食の対象としている例があ
るとするのは記載されています。その中では、今後のいろいろな啓蒙活動の中で、よ
り効率的に狩猟活動をするとか、あるいはむしろ家畜飼育、農業開発の啓蒙という一
環になると思いますけれども、家畜類の飼育指導というか、啓蒙、そういうことを
するというようなことも確認しております。

○松行委員 この狩猟というのは、彼らの経済活動、収入のうちのメインなのですか。
それとも非常に少ない一部なのですか。

○増田 一部だと思います。それだけということではないと思います。

○松行委員 わかりました。ありがとうございます。

渡辺 では、19番お願いします。

○松行委員 19番は、わかりました。どうもありがとうございます。

渡辺 では、続いて20番、お願いします。

○松行委員 これは懸念として出ている補償金の支払い時期というのは、これはまだ
払ってはないのですね。払ったのかなと思ったのですが。

○栗元 こちらは払われております。

○松行委員 この工事による影響に関する懸念は具体的にどんなものなのですか。

○栗元 こちらは主に工事中にその交通が少し止められるとか、工事の間の土ぼこり

が発生するとか、そういったものへの影響ということです。

○松行委員 わかりました。ありがとうございます。

渡辺 続きまして、21番。

○松行委員 コンゴは、影響住民は何人でしたか。

○栗元 影響住民は、コンゴ側で233人。カメルーン側で127人。

○松行委員 コンゴ側でピグミーの方が出ている割合が少ないというのは、あまり理由はないのですよね。たまたまですよね。

○栗元 あまり理由はないかと思います。

○松行委員 同じようにお知らせをして、それで来ていただいているわけですよね。

○栗元 はい。

○松行委員 21番結構です。ありがとうございます。

渡辺 最後になりますけれども、22番、お願いします。

○松行委員 これは、Akon-Etye campというのをレビューした意味は何なのでしょう。ちょっとそこら辺がよくわからなかったのですけれども。

○栗元 このAkon-Etye campというところは前回のミッションではAfDBと共同でレビューをしております、この整備済みの区間でこういった意見が聞かれるかということ聞いたということになります。

○松行委員 恐らく同じような整備をするであろうから、既にやったところの事例を見ようということですね。

わかりました。ありがとうございます。

渡辺 では、まだお二人がお見えになっていないので、松行先生に助言案をご検討いただく時間かと思います。

○松行委員 ちょっとさっきのコミュニケーションの話に戻っていいですか。

17番なのですけれども、まだコミュニティの大きさというのがいまいちよくわからない。その場所によるというので、もしコミュニティというものが非常に大きくて、彼らが持っている普通の交通手段だと、そのまちに行くのが難しい場合というのは何とかする方法、例えば過去の案件の事例とかではありますか。例えば、村で村長さんに言うようにするとか、そういうことはできるんですか。

○増田 可能性としてはあると思います。例えば、その村の代表者がコミュニティの代表者にヒエラルキーに則った形で伝えていくというのは大いにあり得ると思います。

○松行委員 そうですか。わかりました。

○宮中 受付窓口の下にそういうローカルレベルの村長とか長老みたいな人に相談してから、苦情受付窓口に上げるというのはEIAの中に記載があります。コンゴ側についてはそういうふうに記載があります。

○松行委員 カメルーンは特には。

○増田 基本的には大体形は共通しているはずだと思います。

渡辺 皆様お揃いになりましたので、改めてご説明申し上げます。2時から開催しており、松行委員の分につきましては、11番から15以降、既に質疑応答を一通り終わらせています。

続きは1番から進めさせていただきます。松行先生のところでほかの委員の方から質問等があれば、またお願いするということになるかと思えます。

本日の主査につきましては、まだ決めずに始めておりますけれども、いかがでしょうか。

○平山委員 私は、前にお伝えしましたように、主査は遠慮いたします。

○松行委員 では、私のほうでいたします。

渡辺 では、松行先生に主査をお願いするということをお願いします。

では、1番から、松行主査のもと、議事を進めていただきたいと思います。

○松行主査 それでは、再開したいと思います。

まず、全体事項について、順番に石田先生からお願いします。

○石田委員 私は1から4までです。ご回答、ありがとうございました。

これは環境レビューの中身というよりも、全体の半分の資料の内容を正しく理解しなかったもので、このように書かせていただきました。

1番ですけれども、カメルーンだけ書きましたけれどもコンゴも同じようなことがあるわけですが、55のprojects、14のpriority projects、これはカメルーンのみならず、コンゴにも関わってくる部分ですか。

○増田 いずれも広域の枠組みでございますので、カメルーンもコンゴ共も関わってくるというか、上位計画に位置づけられるとご理解いただいて結構です。

○石田委員 わかりました。

それに対して、何か具体的な内容、こういうものを作るんだというプロジェクト目標、そういうものが備わったプロジェクトの計画ができているようなこととか、それとも方向づけとしてこのようなことを道路敷設に伴って地域開発を一緒にやるべきだということ止まりなんでしょうか。

○増田 基本的には大きな戦略というか、方針を掲げたペーパーです。広域的にどういうことを重点課題としてやっていくべきかということ整理したペーパーの中に、各地域の優先事業が位置づけられているというふうにご理解いただければ結構だと思います。

○石田委員 その部分については、戦略ペーパーで順次やっていくということなんですか。具体的にいつからいつまで、これから交渉、資金づけもありますから。

○増田 マスタープランがスコープにしている年限という意味ですか。

○石田委員 はい。というものはもうかなり具体的に決まっている、つまりこうあればいいなと構想を書いたものではなくて、これはやるべきものとして位置づけられているというようなことなんでしょうか。そこをちょっと知りたかったんですけれども。

○増田 例えば55の優先事業が位置づけられております。中部アフリカ運輸交通マスタープランのほうですけれども、冒頭でいつまでということが明確に書いてあるわけではないのですが、優先事業の中で短期目標、中期目標、長期目標ということで大体の、短期、中期、長期がどこまでのタイムフレームかというのがあると思いますけれども、その整理は概ねしてあるものでございます。

○石田委員 そこは確約とは言わないまでも、ほぼ約束に近いような形で……。

○増田 このマスタープランは、中部アフリカ地域の10カ国が加盟しているいわゆる経済共同体が策定しているマスタープランということになりますので、その加盟国間で共通する基本的な方針というか、戦略というふうにご理解をいただければと思います。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

3番ですが、二つの方向性があると思います。生計改善効果と社会サービスへのアクセス改善効果。具体的に書いていただいてありがとうございます。

書いていないことなのかもしれないですけれども、関連してimprovement of the living condition of the populations……に止まらず、道路が通ることによって、ポーチングが進むとか、道路の周りが、いまだにこんな言葉を使っていいかわからないですけれども、ピグミーと書かれていてちょっとびっくりしたんですけれども、あんな言葉をいまだに使っているのかと思いましたが、ピグミーと言われる部族の人たちが住んでいて、かなり生活様式が違うわけです。そういう人たちに与える影響が直接すぐに書かれているようなことが果たして期待されていいものかどうかというのは、ちょっと文章を読ませていただいて疑問に思いました。ワンクッション、ツークッションが間にいるのではないかなと。十分なケアだとか、十分に配慮した形での彼らへのアプローチ、彼らとのコミュニケーションの仕方というのは必要なのではないかと思いました。その点もし差し支えなければ、簡単で結構ですので、お答えいただけますか。

○栗元 まず、最初の点の密猟ですとかそういったことが増えるのではないかという点ですけれども、その懸念はやはりパブリックコンサルテーション等の場でも述べられております。

それに対しましては、このプロジェクトのAfDBの融資対象事業として、生物多様性保全というコンポーネントが含まれておりまして、その中で環境森林調査の実施、野生生物保全の活動、啓発活動、そういったことが行われる予定となっております。そういった形で、密猟とかをできるだけ防いでいく手段も並行してとっていくという予定となっております。

後者のピグミーの方々の生活改善につながるのかということですが、2015年3月に一度このプロジェクトのFF調査ということで、現地に行っておりまして、その中でピグミー族の方々ともお話しする機会を設けております。

実際に、このプロジェクトの前に既に整備されている区間がございますので、その

周辺のピグミー族の方々とのお話をしておりますけれども、その中で、農産物を生産するけれども、その販売がより容易になるとか、それから自分たちの保健センターへのアクセスが非常に簡単になる。大きなまちに出る必要もあるわけですが、ここでのタクシー代とかが道路整備をされたことで安くなったという具体的なよかった点を挙げられています。道路整備への期待が高いということが確認されております。

○石田委員 ご説明ありがとうございました。

4番も書かれている内容で、わかりました。

1点教えてほしいのは、お答えの中にある環境森林調査の実施、GISモニタリングとか、森林保全ユニットの能力向上、森林と野生生物に関わることをかなり積極的に取り込もうとされていることは書かれているものから理解しました。

ただ、これはどの援助機関も何十年も付き合ってきて、結構いまだに難しい課題です。昔は、エンハンスメントをずっとやっていて、森林エンハンスメントが無理だとわかっていたので、住民参加型とかコミュニティーフォレストリーに切り換えました。今はまたレジリエンス、サステナビリティから攻めようとしているので、それほど簡単にはいかないのではないかなという印象は持っています。以上印象です。

ありがとうございました。私は以上です。

○松行主査 続きまして、5番以降、平山先生、いかがでしょうか。

○平山委員 これはもう質問というか、コメントのレベルには至っていないことなのですけれども、思い違いがあることを私自身希望しながらの発言なのですけれども、このワーキンググループで何を議論してくれとおっしゃっているのかというのが、そもそもわからなかったというのが最初の戸惑いであります。

後から出されてきたJICA融資対象区間概要という1枚ペーパーがあるのですけれども、下線が引いてあるところの結論のところを見ますと、「については本区間の審査、環境レビューにかかる助言を本委員会にて審議いただきたい。」と書いてあるのですけれども、この「本区間の審査（環境レビュー）」というものがどこにあるのかというのがあまりよくわからなくて、そして横長の例の環境レビューのペーパーかなと思って見たのですけれども、通常このペーパーというのは、私の記憶ではワーキングをやって全体会合で議論した後、JICAのほうでこういう形で取りまとめるということがあって、そしてそれを説明された後に、全体会合の委員の皆さんの意向を聞いて、もう一回議論したほうがいいですかねというのであれば、ここへ持ち出すというのが普通のやり方だったように思うのですけれども、そういうふうな経緯というのがこの件については何らかのものがあつたのだろうかという、その記憶が私は定かではありません。あつたのであればそのときにこういう議論があつたので、ここのところをこういう資料に基づいてもう一度精査して議論してくれというふうにおっしゃっていたかたかったのですが。

こういうふうに、審査、環境レビューにかかる助言を本委員会にて審議いただきたい

い、と言われると何をどうして、どのように審議してくれと言われているかわからないので、そのままでは仕方ないだろうというので、私の意見としては、6、7、8を環境レビューの中に書いてあること、非常に常識的なことで、今の石田委員のように実質的な中身のあるところまでは至らずに指摘、質問をさせていただいて、そしてやはり残るとすれば、この9番のところのESIAというものを添付してあるのですけれども、これをJICAのほうで、環境配慮という面からどのように処理して、その中の何について議論をしてほしい、どこに問題があると言っておられるのか、そのところをお聞きしてみたいのです。これをそのまま受け入れるというより、こういうものがあるからということで、補完調査をするつもりはないと書いておられるのですけれども、それならそれでその根拠というのは一体何なのか、このESIAがどういうふうな中身なのかということを少しは説明していただいてもいいのかなという気があったというのが9番で、それに関して何もないので、6、7、8ということです。本当にこれでいいのかなということなのですけれども。

渡辺 平山先生のお話を伺って、まず事務局から説明をしなければならなかったことは、助言委員会のワーキンググループには二つのパターンがあり、協力準備調査と呼ばれる事前の調査をJICAが実施して案件を形成していくものと、既に相手国、もしくは、今回はAfDBですが、一緒に事業に資金を供与する協調融資先がレポート等を作成して、その結果に基づいて我々が環境審査をする際にどこに注意したらいいかの助言を求めるというものです。

恐らく平山委員は今まで前者のパターンを多く経験されているのではと思いますが、今回は後者のパターンであり既にEIAがあります。JICAとしてそのEIAを基に、A3のエクセルの表のような形で、何が確認されていて、何が確認されていないかというところを整理しました。これに対して、ESIAレポート内容も含めて何か追加的に審査のときに確認すべきことがあれば助言を頂きたいという趣旨のワーキングであるわけです。

○平山委員 私が知りたいのは、環境レビューのあのペーパーをおつくりになるときに、EIAをどのように分析、解析して、論点を抽出し、それに対してJICAがどのような方針を立てられて、というのを私は聞かせていただいて、それに対する助言をすのかなと思っていたのですけれども、今の二つのパターンがあるとおっしゃってましたけれども、二つのパターンとも私の感じでは、私は大学で教えているものですから、もうそろそろ卒論の指導の時期に入りますけれども、よく学生によっては、ポツと入ってきて、先生、何書きましょうかとか、何を書いたらいいですか、どういう結論にしたらいいですか、とか、黙って聞いていれば、みんな私がかわりに書いてくれと言わんばかりの言い方をしてくることがあるのですけれども、それはないだろうと。卒論を書くのはあなただよ、そして、あなたの書き方について私はこうこうこうだと言って助言したり、指導したりする、これが私の役目だよ、そう思っているのです。

二つのパターンとも私はそういうことだと思います。助言委員というのは、JICAの助言委員会の委員というのは、そういうふうなものだと思っているものですから、要するに学生が何らの卒論案も持たずに、先生、どうしましょうと言ってくる、あれと同じような問題の提出の仕方をここではされていると思います。

それだったら、最初からEIAの中身を我々にこの短時間で、安い謝金で、調べて読んで、解析して、それでここが問題だということを引っ張りだして、JICAのほうにご報告申し上げるということを期待されているのかなと思ってしまいます。それはむしろ逆だろうと。まず、JICAがそれをおやりになって、そしてこれでいいですかと。EIAをこういうふうにやりました。その結果こうなっているので、補完調査も何もありませんとJICAのほうが言ってこられるのではないかと。そのペーパーがこの融資対象区間概要のペーパーかなと期待して見ていたのですけれども。

渡辺 それがエクセルのこの環境レビューです。

○平山委員 私が対象にした環境レビュー方針というこちらですね。

渡辺 正確にはその紙というよりは、ESIAの報告書も含めて我々はこういうふうを考えておりますけれども、何かそこに過不足がありますかねというコメントを求めているということです。

○平山委員 それを言われるとすれば、多分、石田委員などは詳しいことをご存じの方とは思いますが、最低限現場を見るとか、現場の情報にもっときちんと触れるとか、そういうのがない限り、出しようがないと思うのです。それをこのESIAを読むことによって、頭の中で描いてそれについて助言をしろということでしょうか。それはちょっとないでしょう。それをおやりになるのは、手元にESIAを持っておられたJICAのほうではないのかなと思います。その結果をどういうふうに出してこられるのかなと思っていたのですけれども。

だから、基本的に今日の会議は成立しないのではないかとさえ思っていたのです。環境レビュー方針を議論してくれとおっしゃるのならそれはそれでいいのですけれども。

渡辺 そういう意味では、最後は当然我々審査部、もしくはJICAとして環境レビュー、環境審査というものを行って確認するということになりますので、助言委員の皆様はすべての責任をお願いするがために助言委員会を開いているというものではありません。ドラフトファイナルレポートやESIAレポートを含めて気をつけるべき点というのを助言していただいて、それをもとに我々が環境審査のときに、実際に現地で確認するという立付けになっております。

それがやり方として適切か適切でないかというのはまたご議論があるかもしれませんが、それ自体、各委員の皆様にご了解いただいた上で、今まで行ってきたということです。

○平山委員 その意味では、環境レビュー方針のバックになる解析レポート、JICAの

ほうで何を考えて、どういうデータに基づいて、どういう根拠に基づいて、このようなレビュー方針をおつくりになったのかに関する根拠を示す説明ペーパーみたいなものを私は欲しいと思います。それは当然のことながら、内容的には多分今のような話だと、二つあるESIAの中身を議論されて、ここのところにあるからこうしよう、これで十分である。ESIAで結論的には十分であるということを検討したペーパーというのがないと、私は今日、環境レビューについては出していますけれども、このようなレベルの議論しかできないのではないかと思います。

ですから、私は今日に限っては、このESIAのペーパーを忙しかったこともあるのですが、あえて中身を見ていないのです。むしろその中身を教えてくださいということなのです。なぜ、こういう環境レビューの方針になるのか、と。それが今回の質問で、コメントとかが何とかということにはなかなか至らないということです。

渡辺 それをやってしまうとワーキンググループの中で収まらないかと。

○平山委員 収まらないと思います。全体会合でも申しましたけれども、そもそもこんな人数でいいのですかと。私は全体会合のあの人数でさえまだ足りないと思っているのです。お医者さんだとか、測定の専門家など、まだ人数が足りないと思っているのです。非常に優れた方ですよ、松行委員も石田委員も。それぞれの分野で。でも、全体の、ということになると、この人数でいいのでしょうか。そこはJICAのほうでこうやった、ここのところがポイントになったからこういう先生にお願いしますということであれば、私は議論らしい議論ができないのではないかと考えています。

○石田委員 平山先生のご懸念は重々わかるつもりでいます。例えば、最後におっしゃられた専門家の不足等についてもやはりきちんと作業をしようと思えばとても気になるところであります。ただ、JICAのほうとしては、ガイドラインの中では個別の専門家が必要になったときに呼べるという制度になっているので、私の記憶では1度か2度、海洋の測定の専門家、東海大学の先生が来られたことがあって、それは私たちのほうから申請すればJICAのほうで検討していただけると理解しています。

確かに私たちの中にはお医者さんはいませんので、保健案件の医療とかがもし仮に出てくることがあれば、困ったことになる、そういう場合には恐らく私たちの中でも協議するなりして、声をあげて保健医療に強い専門家が何人もいらっしゃいますからやっていただくとか、そういう方に来ていただくのは、そういう方策はとれる気がします。

平山先生の懸念は十分に私も理解しつつ、もともとこのパターンであれば、ESIAというパターンを相手側がつくって、JICAの結論が出ている。結論が環境レビューとして私たちに示されているので、私たちはその間を紐解かなければいけない。普通の事前準備調査、開発調査、有償、あのパターンではコンサルタントが細かく紐解いてくれていて、道筋をつけやすいのですが、環境レビューは確かに私もいきなり、このパターンだと、ジャンプをしていて、その間を埋めなければいけない意識、ギャップと

いう意識を持っています。

このパターンが特に今までのJICAの環境レビューの方針を逸脱しているとは思えないので、結局平山先生の大きな問題意識に帰着するんですけども、形式としてこれでやってこられた話だと思います。

そういうことであれば、全体会議で取り上げられる価値もあるのかもしれないと思います。

○松行主査 ワーキングで話していても3人しかいないのでどうにも、議論が全くできないので、全体会合で一回そういう問題提起をしていただいて、ワーキンググループのメンバーの選出方法とかは話し合ったほうがいいのではないかと思います。

○増田 当課から補足のご説明をさせていただいてよろしいですか。

全体会合でご説明をさせていただいていたつもりだったんですけども、もしかしたら我々の言葉が足らなかった部分があるのかなと思いましたので、今回のご議論を伺って、今後の反省と教訓にさせていただきたいと思います。

ご理解いただいているところかと思いますが、改めましてちょっとこの案件の性格ということでご説明をさせていただきますと、かつ我々の所轄している地域で案件数が増えているんですけども、アフリカ開発銀行とのいわゆるジョイントの形での協調融資なんです。なので、通常であればJICAが協力準備調査をやる際にはJICAが全部調査のTORをつくり、環境社会配慮の面も含めて、という形でやるんですけども、アフリカ開発銀行との協調融資、ジョイントの形での、要は一緒にお金を溶け込ませるような形での協調融資をする場合には、通常JICAがやる準備協力調査も、アフリカ開発銀行側が実施しています。それに伴って行うESIA等の支援もアフリカ開発銀行等が行っています。

それで、アフリカ開発銀行は基本的には世界銀行が持っているセーフガードポリシーと同等のスタンスでやっているというふうに位置づけられますので、そういう意味では大きな視点というか、立ち位置というものはそれぞれの機関での特徴があると思いますが、大きく逸脱するものではないというふうに我々は考えております。

既に先行してアフリカ開発銀行側の支援でこのESIAが実施されて、かつ彼らアフリカ開発銀行もそれを認めて話を認めるというふうに内容を確認しております。政府でも既に承認されているものということですが、今回、我々がJICAとして審査をするに当たって、十分、出てきている情報だけでわからない部分の確認をするというのを今回の環境レビューの方針にいただくと理解しております。

そういう意味でアフリカ開発銀行が、ほぼ同等のセーフガードポリシーを持っている機関が既に進めたESIAに則ったサマリーとしての環境レビュー方針の前段の確認事項と今回の方針という整理があるものと私自身は理解しております。もちろんご助言の中で、そこはもう少しこういうところを書いたほうがいいのではないかというようなご提言はあり得ようと思いますので、そちらについて今回ご審議いただくものなの

かと理解させていただきました。

ちょうどほぼ同様の案件が去年もありまして、やはり去年もこういう形でご審議いただいて、なかなか一般の、通常JICAで審議いただいている案件の形と違うものですから、最初先生方からやはり少しわかりづらいというお声をいただいた経緯もありましたけれども、今、させていただいたようなご説明をさせていただくことでご理解をいただいた経緯が去年もございましたので、一応ご参考までにお伝えさせていただきたいと思います。

○平山委員 要するに、私が理解しているのと同じことのようにですが、ポイントというのは、各公的機関が承認したESIAに基づいて、JICAはやろうとしている、そして、それで作った環境レビューというのが以上のようなもの、ということで、それについて、何か意見がありますかと、あるのであれば、このESIAがポイントになると思いますので、一生懸命読んで、今日に備えてくれという、そういう流れになっていると思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

ESIAの勉強というのは、こちらの委員のほうでやれということですか。

渡辺 それは.....。

○平山委員 それでさっきお話をしたのですけれども、卒論のお話をしたのですけれども、何もしないで、先生何を書けばいいのでしょうか、何が問題なのでしょうか、どういう結論がいいのでしょうか、と学生が卒論の書き方を聞いてきたら、普通の先生は、何をバカ言っているのかと思うのですけれども、それと同じことではないかと思います。もし、それをやられるのであれば、JICAのほうで、環境専門のコンサルをお雇いになって、ESIAなり何なりの解析をそれなりのお金をお払いになっておやりになるべきではないですか。そして、まとめられたものを出されればいいのではないですか。それを我々にやれということですか。

渡辺 別に明確に分析をしてくださいと言っているわけではなくて、我々が環境レビュー方針として立てたものが、果たして漏れがあるのか、漏れないのか。必要があればESIAレポートを当然ご覧いただくことになりましてけれども、もしそのストーリーを見た上で、漏れないということであれば、そのレベルの助言をいただくということですので、必ずしも分析をしてくださいと求めているわけではないです。

○平山委員 環境レビュー方針に書かれていることというのは、全く分析らしい分析がなされていないように思います。何もなくて、ごくありきたりのことを書いておられるというふうになっているのですけれども、そういうことなのですか。

要するに、私が一番気にしているのは、この環境社会配慮を行うのは誰なのかということなのです。それは、この助言委員会の委員なのか、それともJICAなのか、それともJICAが委託しているコンサルなのか。コンサルとJICAというのは一緒かもしれませんが、一体誰なのだと。

私がいつも助言委員会で感じているのは、環境社会配慮というのは助言委員会にお

いて行ってください、そして事業の橋や道路の設計等はJICAのほうがコンサルに委託してやっています、つまり、事業はコンサルに、環境社会配慮はこの助言委員会をお願いします。私はこう言われているような気がしてしょうがないのですが。

渡辺 それは理解が違います。協力準備調査をやる場合は、環境社会配慮面も含めて、コンサルタントさんにレポートを作成してもらい、そのレポートについてご確認、ご助言をいただいているということになっております。

○平山委員 その場合の環境社会配慮はどなたがおやりになるのですか。

渡辺 配慮というのは調査という意味ですか。

○平山委員 これでやっているようなこと……。

渡辺 確認を行うのはJICAです。助言委員会ではありません。

○平山委員 JICAがするのは確認だけですか。

渡辺 なぜならば環境社会配慮は相手国、事業実施主体がやるものであるからです。それが適切なのか、ガイドラインに基づいて確認しているのがJICAで、その確認に際して、助言を求めています。

平山委員 私が聞きしているのは、環境社会配慮はJICAが行うべきではないのですかと聞いているのですけれども。

渡辺 それはガイドラインは求めていないということです。確認をすると記載されています。

○平山委員 確認をするだけですか。

渡辺 そうです。

○平山委員 そうすると、助言委員会は何を。

渡辺 その確認に際しての助言を求めているということです。

○平山委員 本当にそういうことなのですか。環境社会配慮というのは、相手国政府がやるものだと。

渡辺 事業実施主体ということですね。

○平山委員 事業実施主体が、というと、それはコンサルではないのですか。

渡辺 コンサルではないです。

○平山委員 コンサルではなくて、相手国政府がやるものだと。それを日本が確認的に審査をしているということですか。

渡辺 我々がお金をつける判断をする際に、それが適切かということを確認しています。

○平山委員 だけど、お金をつけるときの判断というのは、そのときに環境社会配慮がきちんと行われるということを確認した上で、国民の税金を使わなければいけないということではないのですか。

渡辺 ですから、確認をしています。そのための相手国の環境社会配慮が適切なかどうかという確認をJICAとして行っている。

○平山委員 あくまでも環境社会配慮はJICAがやっているのではないということですか。私はそうは聞いてないのですけれども、このガイドラインの執行責任というのは一体誰にあるのですか、と聞いたら、それはJICAです、と、だから、このガイドラインの中身の読み方というのは、JICAが最終的に責任をもって決めますという議論がいつかあったのです。そのことがあるからお伺いしたのです。環境社会配慮には誰が責任を持つのですか。

渡辺 事業実施主体です。我々はその事業実施主体がやろうとしていることがこのガイドラインに基づいて行われているのかどうかということを確認します。

○平山委員 だとすれば、もしそれに対して異議が出された場合、環境社会配慮について異議がいろいろなところから、そんなに件数はないとは思いますがけれども、そのときにJICAは全部向こうの政府に回すのですか。

渡辺 二つあります。現地で現地法に則って訴訟が起きる場合もありますし。ガイドラインに基づいてJICAに異議申し立てが来る場合もあります。

○平山委員 その場合は、なぜJICAがそれを受けるかということ、環境社会配慮をJICAがやったからではないのですか。

渡辺 ではないですね。JICAが支援している事業にJICAが資金を供与しているからです。それで資金を供与する際には、このガイドラインに基づいてやっております。

○平山委員 やっているのでしょうか？

渡辺 確認をしているという意味です。やっているというのは、実際に何かモニタリングをしているとか、緩和策をとるといっては我々はできません。事業を実施しているのはあくまで相手国政府ですから。

○平山委員 だけど、お金を出しているのだから、それをやってないといけないと言って、注文をつけることができるわけですから、それをしなければいけないですね。それがそのまま環境社会配慮ではないのですか。

渡辺 平山委員が言う環境社会配慮という部分がどこまで含まれるかですけれども、一義的には環境社会配慮というものは、事業実施主体がやっていると申し上げています。それを確認しなければいけない責任が我々にあります。その確認責任に何かミスがあれば、それは我々もガイドライン上の責任を負うということです。

○平山委員 確認責任というのは何のことですか。私は、法律を専攻しているものですから、そういう議論に対しては非常に興味があるのですけれども、それは何なんですか。

渡辺 その議論をするのはこの会議が終わってからもいいかと思うんですけれども、ちょっとこの話は個別案件の話とちょっと離れているので、この議論はこの後でもよろしいですか。

○平山委員 私は、JICAにどこまで聞けばいいのかと、この6、7、8についても、どこまで説明を求めればいいのかと非常に気になっています。ですから、ワーキンググル

ープのメンバーとして参加することに今まで躊躇してきていました。

確認だけであれば、はいと我々も言っていればいいわけですが。こうこうこうやっています、確認してください、はい、と。その確認というのは一体何ですか。この環境レビューにも随分確認という言葉が出てくるのです。私、質問で出しているのですが、確認した後どうするのか、何もしないが確認しました、で終わりですか。

渡辺 ガイドラインに適切でないと確認されればそれについては環境レビューにおいて相手国に求めます。

○平山委員 求めるのですね。

渡辺 求めます。

○平山委員 では、環境社会配慮を実施しているのではないですか、その段階で。それは確認だけではないではないですか。

○石田委員 これはおつくりになられた原科先生を一度呼んで議論しないと多分決着がつかないと。

○平山委員 どなたかが言っていた記憶があるのですけれども、これは法律家が入っていませんよねと。手続ききちんとなっていないですねと。だから、責任配分がうまくいっていませんという議論をされていた方があったと思います。そこがいつも気になります。それが今回はもろに出てきていて、適当に話をしてください。メンバーもこれで結構ですということになっている。私の感覚からすれば、メンバーがこれでいいのかどうかを含めてJICAのほうできちんと判断して、それで、これで審査ができるという状況になってはじめて助言を求めるべきではないのですか。その前に、事業部のほうでは、これだけのことをやりました。こういうふうに解析して、こういうふうを考えています。これでよろしいでしょうか。その論点をきちんと整理したペーパーを用意しておくべきではないのですか。

渡辺 そうするとまさにワーキンググループの運営をどうするかというちょっと大きな話になってしまいますので、それはまた必要があれば全体会合のときに議論すべきだと思います。本件に関してはどうしますかということなんてすけれども。

○平山委員 本件がまさしくそれが問題になっているのではないですか。私は何回か主査をやったことがあるのですけれども、その時にも、これではもう審議が進みません。ここで切りましょうと言ったことがあるのです。それが嫌だからずっと主査は受けないようにしているのです。そこのところでいつも引っかかるから。これは随分前の話ですが。

渡辺 そうしましたら、平山委員のこの質問に対しては、どう我々は対処すればよろしいですか。

○平山委員 提出してある質問に答えていただければいいのですけれども、今のような話だと、多分答えにならないのではないのでしょうか。ここに書いてあるぐらいのことでは。

では6番、いきますけれども、確認済み事項として、大気質については工事中の対策として両事業とも工事用車両の速度規制、土砂等運搬時のカバー設置、散水等の緩和策が実施される、とされているが、供用時に関する確認事項は必要ないのか。例えば、予想されるNO₂やSPM等の濃度、それから周辺土地利用計画等に関する確認事項というのではないのか。それから、対策、緩和策の必要性というのではないと言えるのか。これをぶつけられると多分ESIAの中身を全部精査して、現地に行って、ここはこういうふうになっておりますので、こうこうで、大丈夫なのですと言わなきゃいけないのではないですか。

渡辺 それまさにこの回答の部分になります。

○平山委員 これが回答なのですか。モニタリングを行うと書いてあるだけですよね。なぜモニタリングだけで済むと言えるのですか。

渡辺 その前に、乾季における粉塵の影響を抑えるためと書いてあります。

○平山委員 これは工事中の話でしょう。

○増田 供用後という項目のところで、ESIAで書いてございます。

○平山委員 そうすると、NO₂やSPM等の周辺土地利用計画というのは一体どうなっているのですか。

○増田 NO₂やSPMについては、それについてもモニタリングに含めるように今回の審議で確認してまいる予定でございます。

○平山委員 モニタリングではなくて、事業をする前に環境影響があるかどうかというのをきちんと調べて、それが無いということになったら、事業に着手しようというのが普通のアセスメントの考え方ですよね。このモニタリングというのは、通常の場合に使われるのは、これでうまく行くと考えていたけれども、事業をやってみた後に、悪いことが生じるかどうかを見てみようという、それがモニタリングではないですか。そしてモニタリングについて重要なのは、何ヵ所、どういうふうな場合にどこでやって、そしてどういう状況だったらどういうふうな対策をとる、といったことをきちんと明らかにする必要があるのではないですか。

モニタリングやります、終わり。これではモニタリングをやりますというのは、要するに測りますというだけのことですよね。測ってどうするのですか。

○増田 その前段に書いてございますけれども、まさにESIAの中で粉塵の影響、大気の影響というのをアセスしております。その中で、影響については大きくないものの、ここのモニタリングの前段、課長にも言っていただきましたけれども、通行車両の速度制限を設けるということを緩和策として掲げております。モニタリングの対象としてそういうことがきちんと守られているかということとあわせてこのNO₂やSPMについて、その濃度についてモニタリングを行うということを補足的にこちらから確認をするということでございます。

○平山委員 そうすると、NO₂やSPMについて、何を基準にして、オーバーしている

のか、もっと下げる必要があるのか、ということ判断することになっているのですか。そして、オーバーしたときにはどうすると言っているのですか。

○栗元 大気質に関しましては、同国内の明確な基準がございません。そのかわりに、EUですとか、それからIMF等の基準を参照して、それを標準レベルと考えてオーバーするかどうかを見るということです。

○平山委員 では、モニタリングをして、そのEU等の基準をオーバーしている場合にはどういう対策をとるのですか。

○栗元 そこでは、大気質ですので、前段としてこの対象道路ですけれども、両国の僻地に当たるゾーンでして、非常に交通量もそれほど多くありません。交通量が徐々に増加しますが、都市部の非常に混雑するような道路ではございませんので、大気質について非常に大きな環境影響が発生するということは想定されておられません。

○平山委員 想定されていない。そしてそれはそれで正しい？

○石田委員 その点、ちょっと事実確認だけさせてほしいんですが、平山先生のご質問で私ではないんですけれども、私たちが今議論している資料はESIAですよ。ESIAでNO₂やSPMのベースラインがどのように書かれているか。数値とともに、今現状オーバーしているとか、とても低いとか。あとESIAは、大気汚染のところについては、ちょっと読んでいないので思い出せないんですけれども、ESIAの中で大気汚染についての測定結果がどうだったかということと、環境管理計画の中に含めてどういうふうにしようとして書いてあるのかちょっと確認させていただきませんか。

○増田 ESIAの中に、具体的にNO₂やSPMの名前が入っているわけではありません。ですので、入っていないので、今回の審査において、それもきちんとモニタリングするように申し入れていくということでございます。

○石田委員 ほかの大気汚染物質についてはモニタリングをすることには予定されているわけですか。それとも単にこの大気汚染をモニタリングしますというようなことが環境管理計画として記述されているところなんでしょうか。

○増田 総称的に書いてあります、ESIAでは。このNO₂やSPMについてももちろん含まれ得るわけですけれども、特定して記載がされてないということがありますので、特に特定するべきものについては、モニタリングの対象にするようにということで確認してまいる方針です。

○石田委員 ESIAの中でも現状の計測値は。

○増田 計測値は入っていないです。

○平山委員 先ほどのEUの基準値を、このままでいけば満足できるという根拠もない。だったら、アセスにならないじゃないですか。このままいけば、EU等の基準値はクリアできると書いてあるのですか。

○栗元 このレポートの中ではそういった記載にはなっておりません。現地側と協議しておりますけれども、基本的に混雑するような道路というふうになりませんので、

都市部の非常に混み合った、渋滞が発生してNO_x、SO_xというものが多く発生するところではございませんので、基本的にその影響は非常に低いという影響のレベルが評価されております。

○平山委員 むしろそれなら渋滞のレベルというのがこのくらいであるとか、1日交通量がこのくらいであるとか、これらから計算をするとNO_xやSPMのレベルはこのレベルになり、そうするとそれはEU等の基準以下になると、だからオーケーだよと、こう書いてないといけないのじゃないですか。

○栗元 そこまでの記載が現状あるわけではございませんけれども、交通量とか今後の交通量の増加見込みというのはされております。

○平山委員 その予測調査といいますか、交通量からの大気質の予測調査のようなものは、予測分析などは、していないのですよね。

渡辺 現時点ではしていません。平山先生がお越しになる前に、担当部から説明があったのは、現時点では今の対象の道路というのが100台未満/1日です。1日100台なので、時間にすると非常に交通量が少ない区間になっている。それが理由という、それだけでも科学的に問題はないのかということは、それはどうかなという気がしますけれども、通常の町中の交通に比すと限りなく少ない交通量なので、ベースラインのデータはとっていない。ただし、そこについては、平山先生がおっしゃるとおり、その国の交通量が多いところと比較して、どのくらい少ないんだからとか、そういうところは審査のときに確認して、もう少し肉づけしなくてはいけないと思っています。

ベースラインのデータがないから、全くその判断ができないかと言われると、この事業、現場に行っている者からすると、まずは大丈夫だろうというアセスをしているということです。

○平山委員 現状のレベルを明らかにし、この回廊ができた場合の交通量を明らかにするということによって、NO₂やSPMの濃度の予測をしたということでもないのですか。

渡辺 ないです。

○平山委員 それだとすると、私は9番で補完調査のことをお聞きしているのですけれども、補完調査というのは、本当は要るのではないですか。それで十分説得的なのですか。

渡辺 まさに台数からすると……。

○平山委員 台数のことを前面に出して、将来も100台くらいだと言えるのですか。今も100台くらいだから大丈夫だと。だけど、回廊をつくるからには台数が多分増えるのでしょうか。そうするとどのくらい増えるのだということが要るのではないですか。

渡辺 いります。

○平山委員 だとすると、補完調査がいるということになるのではないですか。

渡辺 補完調査というものが必要なレベルではないというのが今のところの考えで

す。

○平山委員 それは要らないということですよ。私も100台がせいぜい数百台になるぐらいなら、そんなもの要るかというふうに思いますけれども、だったらそれならそのように、そのところをきちんと書いてないといけないのではないですか。そのESIAに。

渡辺 そういう意味では、今のESIAが書いてないことはそうですね。ただし、そのままでもいいかという、我々の環境レビューにおいて、その点については改めて確認する、データを収集するということはやります。

○平山委員 それが補完調査ではないのですか。

渡辺 我々が言う調査というよりは審査時に確認するという感じです。実施機関から情報をもらって、我々がやるという形です。

調査といっても、どうしてもコンサルタントの方を雇って、現地に行ってもらってというものではないけれども、追加的な確認が必要な事項だと思っています。

○栗元 本事業におきましては、本事業開始前に、コンサルタントがまた雇上されますので、そのコンサルタントによってベースラインの状況を確認して、事業が進んでいくという形になります。

9番で回答しておりますけれども、そこでその旨記載しているところです。

○平山委員 そうすると、全部コンサルタントに任せますので、大丈夫ですということと同じ答えになりませんか、それは。

例えば、NO_x、NO₂、SPMと書いて、これは代表的な指標だから書いてあるだけなのですけれども、例えば鉛、途上国といったら、今は鉛が問題になるような途上国はあまりないと思いますけれども、例えば鉛なんかを入れるべきではないかとか、ハイドロカーボンを入れるべきではないかとか、COはどうなのか、そういう話というのは必ずあり得ます。それを私がたまたまここにこういうふうに書いただけで、NO₂やSPMというのを取り上げて、はい、終わり。

本当は今のようなHCだのCOだの鉛だのなんだのというのがいるのではないかということ、JICAのほうできちんと検討して、それでコンサルに任せるべきではないのですか。任せた後にコンサルがこうやってきたということで、これでいいのかというのであれば、その段階でこの助言委員会を開くべきではないですか。

○栗元 先ほど申しましたとおり、この道路が非常に交通量が限られているということですので、その中で近傍の人々への影響が懸念される物質というものを特定しまして、それについてモニターをする。今の段階で、何というものが挙がっているわけではございませんが、基本的にNO₂やSPM、そういった代表的なものをまずはモニターするというのが重要であろうと先方実施機関とも話をしております。

○平山委員 もし、そうであるとすると、9番の答えに書いてある緩和策やモニタリングの実施について、本事業開始後、コンサルタントが雇用され、管理を行います。そ

ういうふうにやるということであれば、こんなコンサルはいらないのではないですか。
○栗元 どういった項目をモニターするかというものを先方と話をしまして、その後はそのコンサルタントの業務の中で、モニタリング、ベースラインの確認からモニタリングというものをやっていくということです。

○平山委員 そうすると、そのコンサルタントが雇用され、コンサルタントが出してきた答え、環境影響に関するモニタリングなり、管理なりの必要性についてコンサルタントが出してきた答えが出てきた段階で、助言委員会にかけべきではないですか。これでいいのですかね、と言って。

そして、このコンサルというのは、これは公害関係のコンサルだけですか。森林法関係のコンサルというのはいないのですか。また、よくHIVの話が出てくるのですけれども、お医者さんというのはいないのですか。

○栗元 基本的には事業管理をするコンサルタントですけれども、そこに環境側面を確認する人材、それから社会面を確認する人材、そういった人物で構成されます。

○平山委員 何人くらいですか。

渡辺 そのコンサルタントというのはJICAが雇うというよりは事業の中で雇われるコンサルタントなので、まだそこまで計画が立てられているというものではありません。

○平山委員 そうすると、コンサルタントが何を言って、どうするかというのは今はわからないわけですよね。その、わからないということ、前提にして先に進みますと言っておられるのですね。

○増田 コンサルタントと契約をするのは先方の政府になりますので、先方の事業として、それをちゃんと実行されるように約束してくださいということを我々は政府と協議するということになります。その責任をコンサルタントとの関係で負って、コンサルタントに指示をするのは政府という形になります。

○平山委員 そのときにJICAは相手国政府に対して、こういう内容をこういうふうにしてくださいと言わなければいけないのではないですか。その中身を本当は議論すべきではないですか。

○栗元 そこにつきましては、コンサルタントのTORというものを確認しますので、その中で必要な項目が網羅されるということを今回の審査の中でも確認するという形になります。

○平山委員 その中で何が確認されるべきかというのを今の段階で助言委員会でやれというのであれば、今の段階で、それは何かということが明らかになっていないといけないのではないのですか。

○栗元 今の段階では、まだコンサルタントのTORがまだ確定しておりませんので、その中でこちらから申し入れを必要に応じてやっていくという形になります。

○平山委員 その考え方がわからないと言っているのですよ。

○石田委員 可能な限りにおいて今日のこの段階で、大気汚染についてあれば、何が問題になりそうかというところを類推した上で、こういうところを働きかけるべきであろうというところを策定するのが今日の目的かなと思います。

あとは相手国の主権とこっちの主権の及ぶ範囲の問題、僕は法律家ではないですから、こういうことを言うとどつぼにはまりますけれども、働きかけはできてもコントロールできないという問題がきつと残るでしょうから、それは私たちはさんざん今まで見てきたわけです。その枠組みの中で動いているのではないかというのが僕の理解です。

同時に平山先生がおっしゃることも痛いほどよくわかるんです。恐らくコンサルタントに委託する前にちゃんと調査をして決めて、それでコンサルタントに託して、それを私たちがモニタリングをするというのはよくわかるんです。開発協力という援助の枠組みがこうやって先に決まっていて、その中での流れが先に定められている以上、働きかけて最大限を尽くすということで、後になったとしてもモニタリングしていくということは今できる精一杯ではないのかなと、個人的な意見です。できれば消してください。個人的な理解です。

ただ、平山先生がおっしゃるその大きな枠組みはとてもよくわかるので、それはぜひ一度全体会合で議論する価値があるものだと思います。そうすると、恐らく次のガイドライン改訂のときにきつとつながってくる話になるという気がします。

平山先生の懸念は痛いほど、そばにいてよくわかってくるんですが、恐らく今日多分やったほうがいいことは、先生がせっかく騒音、振動、大気汚染、工事車両の速度と書いていただいたので、何を相手がやるべきだと。何についてJICAがやるべきことをどうモニタリングするべきだということをここで助言なり、提案としてまとめることがいいのではないかなと思っています。ただ、それは届く範囲は限られると思います。相手の心の中までは届かないかもしれない。相手もいろいろな事情がある、しかもアフリカですから、いろいろなことがあると思います。届かないことも多いと思います。

環境配慮委員会の位置づけられたときにもう定められた運命だと、運命だと言ってはいけないと思いますけれども、JICAだとよくわかると思いますけれども、全体の構想の中で私たちはこういうファンクションを果たすべきだと植え付けられているので、その中でしか動けない。最大限の働きかけができる。それを越えようとする場合には平山先生のような問題意識はとても重要なので、私はぜひそれは記録にある程度残していただいて、この記録をもとに全体会合の中で、環境社会配慮助言委員会の限界と機能の拡充についてというような形で正当な位置づけのあり方についてという形で議論されたほうが、より広く、それこそ環境社会配慮助言委員会はいろいろな専門家がいいますから、その中でより適正な方向での力になっていくのではないかと思います。あくまで個人的な意見です。

JICAはやはり組織体ですから、組織体の中でしか当然動けなくて、私たちはどっちかという自由体ですから。自由に動いていますので、いろいろなかなか合わないところが出てくるのは承知しています。でも、私は平山先生のご意見には基本的に賛成です。

○平山委員 石田先生のおっしゃることは、もう平山黙れと。

○石田委員 いや、違うんです。そういうことじゃないです。平山先生がおっしゃることは、限られたメンバーの中で議論するにしても、もったいない、結論が出ないので、これはぜひ全体会合の中で持ち込んでほしいと思っています。

○平山委員 やっぱりやめると。

○石田委員 そうじゃなくて、ここに次長とか部長がいれば多分インパクトもある話につながると思います。

○平山委員 それでは、石田委員の指摘に従いまして、進めさせていただきます。

7番ですけれども、騒音、振動ということについて、植樹等の緩和策が実施される、というふうに書いてありますが、具体的にはどのような内容か、それからどのような効果が見込まれるのかということです。これは、私自身、環境庁で仕事をしていたときに、よく言われたのです。どんな意味があるのかと。何の意味もないのではないかと。そこらのところを含めて、騒音、振動についてはこれでいいというふうに結論されている理由というのを聞かせていただきたいのですけれども、当然のことながら、その車の走行台数、予測量、それらを含めてどれぐらいのデシベルになるとか、そういうのを根拠にしてバックグラウンド等とあわせて予測量を示して、そしてこういうのをやればこういう効果があるという説明をお伺いしたいと思います。

特に、具体的に書いてありますのは、植樹帯なり何なりを道路の何パーセントぐらいにおやりになるつもりなのか、ということ。さっきの議論からすれば、委託するコンサルタントが決めることだとおっしゃるのかもしれませんが、そのときにJICAとしてはどのような、大体このぐらいの割合でやれと、周辺の土地利用の状況を見ると、こういうふうに住宅があるので、ここぐらいは全部カバーしろとか、そういうふうな何らかの指針を私はJICAが持っておられるべきではないかと思うのですけれども、そこらのところはどうなっているのですかという、それが、具体的にはどのような内容か、どのような効果があらわれるかという意味ですけれども。

○増田 こちらに書かせていただいたことの反復になってしまうかと思えますけれども、植樹については前段のところを書いてあるとおりです。居住エリアへの騒音や排気ガス等による影響を緩和するという意味で、振動対策になる部分があるというふうに考えてございます。

交通量につきましては、先ほど話がありましたとおり、現在の、2015年のベースラインが大体100台未満、数十台の規模と考えておりますので、今後拡大によって変わってきますけれども、目標値、完成のタイミングでも3桁程度と考えております。

デシベルについて、どのくらい音が出るかというのは確認できておりません。ただし、それ以外の緩和策として、ここに書いてございますとおり村落部通過時に速度制限をすること。それから、夜間の重積載車両の通行の禁止をすること。そういうものを緩和策として講じていくということをこの中で確認してございます。

○松行主査 ちょっと質問なのですが、村落部通過時の厳格な速度制限とか、夜間の重積載車の通行禁止は本当にできるんですか。結局、ずっと森を走っているわけじゃないですか。お巡りさんがいるわけでもなく、速度メーターみたいなもの、無人なものをつけるわけでもないと思うんですけれども、本当にこれができるのかなというのがちょっと疑問なんです、現地のそういう交通マネジメントとかを見て、できそうなものなんですか。

○増田 いろいろな層であり得ると思うんですけれども、どういう形でやるということまで今決定を見ているところに報告されているわけではありませんが、一つは法規の中に組み入れていくとか、あるいはチェックポイントみたいなところで、例えば何時以降という制限をかけるということはあるかと思えます。

あるいは、トラック協会への申し入れとか、そういうことは可能性としてあり得ようかと思えます。

○松行主査 動くかですね。

○増田 そういう意味でモニタリングというのも必要なんだと思えます。

○松行主査 何か普通に考えると、無理な気がするんですけれども。私も衛星でしか見てないんですけれども、あの森の中をひたすらこの道が走っている状態で、その速度制限、第一そこが何キロなのというのは、速度制限がそもそもない道のような気がするんですけれども。

○増田 幾つかこのESIAの中の緩和策として記載がございまして、制限をさせるための日本語で何というのかはよく知らないんですけれども、路面をギザギザにするとか、そういうものを村の入口に設定して、そういうところに標識を置きながら減速させる、そういうような措置がございまして。

コントロールをするポイントでは、実際に人が止めるという場合もございまして、あと道路の路面構造上、そういう減速できるような形での路面整備を村の入口などにするという事も考えられると思えます。

○平山委員 やっぱり最初のころの言い方になりますが、何々が期待され、コントラクターによって実施されることとしていますだけで、それをJICAがどのように確保するかということについては書かれていないのです。JICAは何をするのか、こういうふうにするということだから、で終わり、あとは知らないよと。こういうのが非常に多いような気がして、環境社会配慮についても、一体それを誰がやるのですかということをお先ほど課長に随分いやらしく追求したのですけれども、そういうので本当にいいのですかという疑問があるということです。

それだったら、某国で十分できるではないかと思います。確認だけとって、こうやってやると言っているからいいのですと言って、アセスをしたような形にして、すべての事業を引っ張っていく。あとは金だけ払って何もしない。それと同じじゃないかという感じが私はするのですけれども。日本は違うと思いたいのですけれども。私の懸念は一貫してそういうことなのです。

8番にいきますけれども、両事業について、汚染対策にかかる緩和策の実施体制、工事中、供用後を確認するとされているが、確認するのは実施体制のみ。これは揚げ足をとるような言い方で、本当に申しわけないのですけれども、そういう意味ではなくて、今の問題意識と同じで、どこまでJICAが関与して、向こうを指導するのかという、そのところを聞かせていただきたいということなのです。

そして、もうちょっと何かやるのだと、こういう体制でやるのだと聞いている、はい、終わりというのでないのであれば、確認した後どのような方針で対応するのか。先ほどのEUだとか、WHOが出てくると思うのですけれども、そういうところの基準に照らしてどうこうするというのが出てくると思うのですけれども、それは本当にできるのでしょうか。それをやらないつもりだから次の文章ですけれども、全般的事項のモニタリングをしますということで、逃げているのではないかということが懸念されるのですが。

ここでこういうふうな緩和策を講じると書くべきときに、モニタリングをすると、よくJICAの環境社会配慮の方針のところ書かれているのがあって、私は、それも全体会で問題視したのですけれども、なんでもかんでもとにかくモニタリングするというで逃げているような感じがしてしょうがないのです。

本当は状況をきちんと踏まえて、緩和策をとらなければいけないときに、モニタリングするからいいでしょうということで逃げているというのがあるのですけれども、そのところがどうなのですかということです。それをESIAとの関係でどこまで詰めておられるのですかということです。

○増田 8番のご質問については、ここはご質問に対するお答えとして書かせていただいたので、読む形になってしまいますけれども、1段目のご質問が、環境レビュー方針で緩和策の実施体制を確認するという、確認するという対象が実施体制のみなのですかというご質問をいただきましたので、ここについては、今、お話しになったような緩和策の内容そのものについても改めて確認する対象となります。実施体制だけをエクスクルーシブに確認するという意味ではありませんということをお答えとして書かせていただきました。

後段、確認した後、どのような方針で対応するのか。全般的事項のモニタリングとの関係についてはどうかということですけれども、頻度、項目等についても今回、モニタリング方法の一環として確認をする予定にしております。

なお、ご質問にございます全般的事項のモニタリングとの関係がどうかということ

については、この本事業のモニタリング計画に沿ってモニタリングを実施するという意味で書いてございますという回答をさせていただいております。

○平山委員 私的な感覚からすれば、汚染対策については実施体制及び緩和策の内容について確認した上で、こういうふうになっているから大丈夫だということまで確認した上で、この事業についてゴーを出すというのが本来の姿ではないのかということですが、その意味では、この緩和策の内容についても確認する予定ですよというのでは、私にとって答えになっているとは言えないのです。これを確認した後に、どういうふうにそれを処理するかという方針をJICAとしては持っておられるのですかというのが私は本当は聞きたいところなのです。

それは、9番でも同じですけれども、確認するといつも言っておられるのですけれども、確認した後どういうふうにするのですかということ私としては懸念しております。一般的な話としても、課長さんはJICAは確認するだけですよと言われましたが。

渡辺 確認するだけですよというのは、単に確認しました、はい、おしまい、という意味ではないです。我々が確認という意味は、それは当然是正すべき事項があれば、申し入れて改善するということも含めた確認です。

○平山委員 それならそこまでおっしゃるべきだと思います。確認というので終わらずに、確認した上で改善すべき点があれば、相手国政府にこういうふうな基準で申し入れる。そして、お金が足りないということであれば、JICAのほうからもうちょっと追加の融資をすとか、そこまで検討するとかを含めて、何か言われるべきだと思います、重要なところについてはですね。それがなくて確認する、モニタリングする、いいでしょうか。いいわけないでしょう、というのが私の……。

渡辺 そういう意味で言うと、いわゆるガイドラインで確認という言葉が一般で言う確認、回答を得たという確認と意味合いが違います。私がそのような形で最初に言ってしまったので、平井委員の誤解を生んでしまったと思います。この書きぶりももっと丁寧に、たとえば「内容を確認し、何かがあれば対策を協議の上、合意する」という、そういう意味の確認だという意味であると訂正いたします。

○平山委員 基本的にはそれを確認して、それで大丈夫という結論が出た上でなければ、これについてオーケーが言えないのではないですか。

でも、それは9番の最後のところのコンサルタントが雇用され、管理を行いますということで、このところではJICAは関与されていないのですよね。相手国政府と相手国政府が雇うコンサルタントに全部任せます。JICAは関与してない。JICAは一体何をやっているのか、環境社会配慮について。というふうに私はいつも思うのです。あの議論を聞いていて。

渡辺 すべからく9番の事業開始後のコンサルタント云々というのは、これをほとんどこういう例はないと思いますし、そうは言ってもまず大丈夫だという結論を下した上で、詳細については本体のコンサルタントが指標をもう少し細かく設定するとか、

というところの追加的なことはやってもらいますということですので、全く現時点で判断なく問題はないと言うつもりはありません。

○平山委員 実は、JICAの事業でコンサルタントとしてある国で仕事をしたことがあるのですが、現地の政府が分析機関に依頼して、データを出させるという、それを横からじっと見ていたのですけれども、まずは丸投げ。私は調査、測定の専門家ではないのですが、横から見ていても大丈夫なのか、こんなのでという、そういうところにかなりのお金を渡して、そして契約を結んで、データをとっていました。そのときに今おっしゃったように、JICAがそのところを横からきちんと見ていて、それはいいとか、悪いとか、相手のコンサルの資質について何らかの条件づけをするとか、そういうのは一切なかったのです。だから、今おっしゃったようなことは、私はきれいごとのように思えます。

渡辺 どこまで平山先生のご経験を一般化できるのかという話もありますけれども、個別案件で平山先生のご経験からこの点についてはきちんとコンサルタントの管理も含めてやるべきことがあるというのであれば、まさにそれをご助言としていただいているのがこのワーキンググループかと思えます。

○平山委員 私には、全般的にJICAのほうで、環境社会配慮ということについては、もっと関与して、現地のコンサル、相手国政府というものをきちんと説得して、それなりの施策をとるべきだという考え方があります。それをいつも逃げておられるという、そういう印象を私は持っています。私が経験したときにも明らかにそうでした。

渡辺 それは全体会で問題提起いただきたいと思えます。本案件について、平山先生の認識がどのようにご助言に反映されるかというところで、コメント、助言をいただければと思えます。

○平山委員 それなら、コンサルが雇用され、管理を行います、というふうにするところはそこに落ちていくように思うのですけれども、今日の議論のように、その場合にコンサルが雇用されて、どういうふうにするかということを決めた段階で、これでいいかということをご助言委員会にかけると思えます。

渡辺 助言委員会にかけるのかということは、まさに助言委員会の機能とも関係してくるので、例えばJICAとして確認すること、という助言があり得るのかなと思えますけれども、助言委員会のファンクションとして事業開始後の……。

○平山委員 私が言っている意味は、コンサルが、こういうやり方でこういう結果を出して、こういう対応をしようとしている。そうすると、実施体制、緩和策の内容というのがわかって、その結果、供用後、大気、騒音、自然なりの状況がどうなるということもわかるから、それでオーケーだということがわかった段階で、ゴーを出す。これが本来の筋道ではないですかと言っているのです。

渡辺 そのゴーを出すのが助言委員会ではなくて、それはJICAです。

○平山委員 だから、そのところをきちんと踏まえて、判断をしてくださいという

ことです。だけれども、今までの話はみんなそうになっていません。

渡辺 コンサルタントの部分はまさにそのベースラインデータの指標がまだ固まってないというところから出てきておりますが、それ以外のところは必ずしもすべてコンサルタントに丸投げするという回答ではないですけれども。

○平山委員 要するに、結論が出て、こういう状況になるという結論を明確に出して、そしてこれで大丈夫だからということを確認して、だから次へ行きますよという書き方にはなっていないのです。モニタリングを行います。測定します。影響を緩和することが期待されます。工事中、コントラクターによって実施されます。された結果、これで大丈夫だということを確認しますとは書いてないのです。それで大丈夫だということが、予測できませんとも書いてないのです。

○増田 コンサルタントの雇用というのは基本的には実施が決まって、開始されてから進む話になるので、やはりむしろ実施に至る、まさに準備の段階でどういうことをコンサルタントのTORに含むべし、あるいは確認させるべし、そういう観点で今の段階で助言をいただくことが重要なんだと私どもは理解しております。

その上で、それがきちんと守られているかということモニタリングを通じて確認していくということですし、本来そうするべしという話になっていたにもかかわらず、適切になされてないときには、モニタリング状況だけ聞いて、これはまずいですね、ということではなくて、関係機関とあわせて申し入れを行うなり、協議をするなりということはある話だと思っております。

○平山委員 それはあり得る話ではなくて、必ずそういたしますと。こういう場合にはそういたします。ということを実際は出して、今日、出していただいて、そしてそれに基づいて議論をするというそういう場ではなかったのかなと思っていたのです、今日のワーキングは。

それ、出ていませんよね。こうやってやります、確認します、モニタリングします、緩和策を講じます、どこまでできるのか、どういう場合にするのか、どういう基準でやるのか、誰がやるのか、それらを全部含めて、それを誰が監督するのか、というところが、今回だけではないのですけれども、いつもないのです。そこをいつも私はJICAは逃げておられるなと思うのです。そこをきちんと押さえるということがJICAの仕事ではないのかなと思うものですから、さっき渡辺課長にも、しつこいようですが、3回目か4回目か、同じようなことをずっと言っているということです。

JICAしっかりしてください。それだったら某国と同じではないですかと。

渡辺 今回の資料も平山先生のおっしゃるとおり、今までと同じだというのは今までのやり方で進めておりますので、今後の改善の余地はあると思います。我々も若干、当然と思って、当然確認するということがそういう意味であるし、モニタリングするというときは、モニタリング結果をもらうだけではなくて、問題があった場合には当然対応をとるということも含めたモニタリングというふうに思っている。当然の部分

をなかなか紙に書いたりしていないので、誤解が生じている部分があるのかなとお伺いして思いました。

今後、我々が言う環境レビュー1回だけでワーキンググループをやる場合は、経緯がないものなので、協力準備調査のドラフトファイナルレポートみたいなものもないので、そこについてはより丁寧な我々のスタンスの表明というものが必要であるということとは認識いたしました。

○松行主査 今回、平山先生がおっしゃったことは、誤解というところだけではなくて、この助言委員会がどういうプロセスのどこに関与していくのかという問題、助言委員の選択の仕方であったり、助言委員会のあり方に関することなので、1回やはり全体会で少し話したほうがいいじゃないですか。

渡辺 委員、もしくは事務局でもワーキンググループをつくって論点整理をしたほうがいいと思います。

○松行主査 ここだけでしていても仕方がない話で、私も実は確認をするというのは、ずっと気になっていて、ほかのワーキンググループで、これはどういうことなんですかと聞いたことがあったりしたので、多分もやもやしているところは共通してあると思います。問題だと思っているところは共通してあると思うので、1回、そこら辺、論点整理をして、必要なものは全体会で諮るなり、少なくともこういう議論があったという話を共有したほうがいいような気がします。

今回みたいに、いきなり環境レビューが出てくる場合というのは、ちょっとやはり説明していただいたほうがいいのかもしいかなもしれないです。JICAさんにとってはそのプロセスは当たり前かもしれないですけども、私たちも当たり前じゃなくて、新しく入ってこられた先生とかもいらっしゃる。経験の長さが全然違うので、少し丁寧にこれはこういった場合なので、いつもとは違いますというのは、ちょっとご説明していただいたほうがいいのかもしいかなもしれないですね。

渡辺 全体会合の案件概要の際にはその点も気をつけて説明するようにしておりますけれども、やはりぱっと聞いただけでは、理解が難しいというところがあるかと思えます。

○松行主査 9番まで終わったということによろしいでしょうか。

2時半から1時間半が経ちましたが、休憩は必要ですか。もし必要なければそのまま行きたいと思います。

続きまして、環境配慮について、10番、石田委員、いかがでしょうか。

○石田委員 今、改めてパソコンの中のESIAをもう一度読んでいたんですが、緩和策について、動物保護ないしは、植物ではなく動物の保護、生息域の確保、従来と変わらないようなところを確保するという意味でのところを読んでいたんですけども、カメルーンもコンゴも両方とも記述があるんですけども、非常にミティゲーションメジャーが短くて2行とか3行で、具体性がとても乏しい。やるべきことはわかってい

る。そこら辺をもう少し相手側に申し入れていただいてもいいかもしれないと思います。

少なくともこれはスコーピング評価では、モデレートとかミドルとか、この評価だったと思うので、やはり若干過小評価ではないでしょうか。評価の仕方が。それが1点です。

それから、緩和策の構築、ESIAの様式から来ているものだと思います。ESIAだからそこまで深く書かないということなんでしょうけれども、どこで確実に書くのかということは私としてもやはり気になるものですから、そこら辺は現時点で確実に思われるような緩和策をもう少し構築するような機会を持って、モニタリングの中にもそれがバトンタッチされて伝わっていくようにしてくれませんかというあたりはやはり聞いていただけないものかなと思っています。

これ、無理だと思います。よくわかりませんが、コンゴやカメルーンの状態、道路工事に伴って、道路がメインであるところに動物保護とか森林保全とかを言ったとしても、レンジャーが何人いるのか、オフィスがどこにあるのか私もわかりませんし、恐らく脆弱ではないかと思っています。

ところが、一方で動物も保護します。ピグミーの人たちの生計向上もします。いわゆる住民参加的なこともうたわれています。だから、これも後で確認してほしい助言に残そうと思ったんですけれども、相手方の、欲張りなのは構わないですけれども、実施できるかどうかという、実施能力の確認をJICA側としてもやはりきちんと行っていただきたいと思います。

抽象的な話になってしまうのかもしれませんが、動物の生息域を確保する、動物がいる人にピグミーの人たちもいるわけですから、狩猟場があって、彼らの狩猟場を守りつつ、生計を向上するというのは今の人材でできるのかというようなところまで可能であれば確認していただければと思います。

それがJICAのいいところだと思いますけれども、そういうことができない場合には、技プロなりを立ち上げるなり、それができない場合には、アドバイザーを送ったりして、なるべくいい形に近づけようとされていますので、そういう道具を持ちつつ、相手にちょっと迫っていただけたらどうかという気がいたします。

ちょっと10番ですけれども、47、48、49と書きましたが、これは間違っています。これは私の間違いです。環境配慮の該当ページは47、48、49にプラス、カメルーンであれば115ページです。スコーピングは実際に115ページに書いてありました。失礼しました。

○松行主査 11番は終わっていますので、社会配慮に入りまして、12番から石田委員、お願いします。

○石田委員 12番、ありがとうございます。世帯数も、人数プラス世帯の数も押さえておくことが普通だと思いますので、何か特に調査上難しいということがなければ押

さえていただけませんか。

13番、ありがとうございます。

14番、これもずっといつも出てくる課題の一つですので、やはり書かせていただきました。今回は、いわゆる先住民族であり、恐らく少数民族であり、生活様式も随分違う民族の方が道路領域に住まわれているわけですので、しかもそこは生計の場の森林もあるということですから、生計向上がいわゆる絵に描いた餅にならないように、モニタリングなりプロジェクトとは言いませんけれども、もう少し密着したような形での、ピグミーの人たちと対話をとりながら、プロジェクトを進める、また相手にJICAさんもよくやられている主体を渡して、生計向上のプロジェクトを立ててもらおうというようなことをしていくような工夫ができないものかなと思います。以上です。

○松行主査 ちょっとこの14番に関連して私からも一つ質問したいんですが、道の駅というのが何ヵ所か出てきていて、さっきからずっと気になっていて、これは恐らく日本側から提案されたのかなと思います。もちろん日本の道の駅みたいなのではないと思いますが、日本でも道の駅は補助金をたくさんつけてつくって、赤字なところがたくさんあるので、この増えても数百台しか通らないところで、立派な箱ものだけつくって、結局誰も使わなかったとかにならないかなというのがすごく気になります。大丈夫ですか。

○栗元 これは書きぶりが、もともとフランス語で、スタションルティエ、ルートステーションという形になっています。基本的にはバス停がある。そこにちょっと人が集えるようにコミュニティのための集まる施設、そういったものがつくられる。それとその近くに恐らく商売をするような人が場所を構えるというものが想定されます。あるいは、そこで農産品を売るとか、そういったことが想定されております。

○松行主査 この案件のお金でつくるものは、ステーションルティエというものだけという理解でいいですか。それはどれくらいの大きさのものですか。

○栗元 バス停ですので、1ヘクタール、2ヘクタールという程度の。

○松行主査 バス停というかターミナルのことですか。

○栗元 ターミナルのようなある程度の広さをもって、そこにバス、タクシーが止まって、周辺の人たちがちょっとものを売るとか。そういった空間になっています。

○松行主査 それは収益が上がるほどの人が来るんですか。

○栗元 ここで書いておりますけれども、エコツーリズムの推進、これもどれだけその、海外からそういった方が来られるほどの魅力的な土地になるかわかりませんが、でも地域の中では少なくともそういった人たちがそのゾーンに来て、時折来ているとか、そういうことも聞いております。

○増田 ここは道の駅という、日本語的な訳語がミスリードだったところもあるのかなと思うんですけれども、いずれにしても長距離の道路ですので、全くステーションというか休憩ポイントがないというのもそれはやはり安全上の運転手の管理上もよく

ないと思うので、それは一定区間でつくると思います。

ただ、必ずしもさっきおっしゃったような運営するのに見合う収益性が必要な大きな建屋を想定するものではないと想像しますので、すごくシンプルなもので止められるところと、最低限のトイレとか、そういうものがあるというのは可能性としてはあり得ると思いますけれども、その辺、一般的にどういうものがあり得るかというのは確認ができるかと思います。

若干、日本で言うところのゴージャスなサービスエリアとかを想像されてしまうと、ちょっと現地のイメージと異なってしまふかなというところで、日本語の適語が、今回はフランス語からまず英語に訳して、それをまた日本語で落としているところがあったので、もし訳語でミスリーディングなところがあるとしたら、それも現地に即した形でのものというところでご理解いただければと思います。

○松行主査 ありがとうございます。

続きまして、最後の23番、ステークホルダー協議・情報公開に入りまして、23番、石田委員、お願いします。

○石田委員 女性は実際にはこういう会議の場での発言は多いのですか。ピグミーの人たちは全く知らないのでもしよ教えていただきたいんですが。

○栗元 女性も一般的に活発に発言されます。私も2015年3月に行きましたけれども、そこでも女性の方のお話を伺っております。

○石田委員 臆することなくとまではいかないにしても、発言する機会、それを彼女たちは行使できていますか。

○栗元 はい。

○石田委員 結構です。

○松行主査 これで、23個終わりましたので、助言案の作成に入っていきたいと思えます。

それでは、1番から順番に行きたいと思えます。

○石田委員 私の助言案はもう私が助言したいと思っていることは、実はもう二つだけしかなくて、1、2、3、14番を全部含めて、二つ申し上げます。

道路を敷設するに当たって、いろいろと周辺の生計向上のプロジェクトが計画されていますけれども、これは正式な名前がついていますか。そういうものは特にありませんか。

○栗元 コンポーネントとして名前がありまして、生物多様性保全コンポーネント。

○石田委員 生物多様性保全コンポーネント、もう一つは何ですか。

○栗元 コミュニティ開発コンポーネントです。

○石田委員 そして、その定義は、例えば4番を見ると、Related developmentとSupport for biodiversityと分かれていますのですが、生物多様性保全コンポーネントがSupport for biodiversityですか。コミュニティ開発コンポーネントが。

○栗元 それでRelated developmentと書いてあるものになります。

○石田委員 では、このようにしたいと思います。生物多様性保全コンポーネント及びコミュニティ開発支援コンポーネントを実施するに当たっては、受益者のニーズや彼らが置かれている現状の社会経済状況に即したものであるかどうかを確認し、必要に応じてさらなる支援を行う。

二つ目は、要は上の二つの生物多様性保全コンポーネント、コミュニティ開発支援コンポーネントを実施する組織の実施能力の確認を行うこと。

つまり、やるべきことは幾つか保全についても、それから住民支援のコンポーネントについてはやることはわかっている。目標も定めてあって、アウトプット、上位目標も出ているでしょう。本当に彼らはニーズに応じた形でやれるための部隊がいるのかどうか。農業やろうとすれば、育成する人がいるか、アフリカなんかではできないわけですから、そういう人たちが本当にいるのかということです。そういうところを見てほしいです。表現できないので、組織の実施能力としました。

実施部隊がいるかということで、計画づくりはアフリカ人はうまいから、それは多分できるでしょう。実質上の部隊がいるのかどうかとても気になることです。

○増田 1点目について、こちらが補足的な説明をさせていただいた上での確認ですが、生物多様性保全コンポーネント、いずれもなんですけれども、コミュニティ開発支援コンポーネント、全体の大きな括りの事業としては、並行してなされるんですけれども、JICAが融資する事業ではなくて、アフリカ開発銀行が支援する、そういう事業なんです。

受益者のニーズや彼らが置かれている現状に即したものであるかを確認するということはあると思いますが、必要に応じて更なる支援を行うという場合に、どこまでかということと、そもそもJICAのコンポーネントではないので、JICAで直接そこを支援することを今計画しているわけではないです。

あとニーズはいくらでも多分あり得ると思うので、それをカメルーン政府が自助努力で、あるいはコミュニティが取り組んでいくべきことなのか、あるいはアフリカ開発銀行が支援するべきところなのか、というところが内容に応じてなのかなと思うので、そこをちょっとどう残すのかなというのが若干悩ましいかなと思いました。

○石田委員 後の支援のほうは、気になさっているわけですね。

○増田 主体が誰になるかというのは協力の枠外の話になってくるところがあるので、その幅によってです。

○石田委員 こちらとして気になるのは、JICAは道路として担当される国境をはさんだ長いこういう区間の中で、道路はJICAがやるんだけれども、道路周辺の環境、いわゆる環境、社会経済的状况を含めた環境のキャパシティを高めるといのはAfDBがやるわけですね。それは確実にその道路の周辺にいる人たちに影響することなので、いわばJICAのカバレッジの範囲になるんです。ということであれば、確認するだけで

はなくて、さらに必要な支援についても検討してほしい。それを誰が実際に支援が必要だと判断するのか、支援しなくていいのか私にはわからないし、そこまで考える必要もないのかなという気がします。

つまり社会経済状況に即したものがあるか確認できて、もう少し彼らのニーズにあったような、道の駅のサイズをとてつもなく大きいものを考えているのであれば、もっと絞ったほうが良いという提案ができるわけです。そうしないと、結局彼らの社会経済状況が変わらないわけです。そこについても言及してほしいということです。

○増田 要は、それを確認するときに、我々が何を申し入れて、現実的に誰がどういう役割分担でやるということが確認し得るかというところを現実的に考えた場合、私もまだ頭の体操をしている段階ですけれども、受益者のニーズや置かれている現状に即し、彼らに裨益するものであることを確認することだと不十分でしょうか。それでもよろしいですか。

○石田委員 そうしましょう。彼らに裨益するものかどうか確認する。

○増田 現状のものが、それが適切なのかという問いになります。必要に応じたさらなる支援という場合にスコープがどこまでも広がるので、そこをどう括り得るかなというところがちょっと私は気になったところなので、もし差し支えないのであれば、前者のような形に変えていただくのであれば問題ないのではないかと思います。

○石田委員 そうすると、やはり確認の定義の問題が出てきて、裨益するものであるか確認すること、で止まってしまうと、ちょっと少ないかな。

裨益するかどうか確認し、必要に応じて支援策の検討を行う。

○後 検討を行うといったところを、支援を行う、検討を行うにしても、いずれにせよアフリカ開発銀行とともにという言葉は必要だと思います。私たちが勝手に決定はできませんから。

○石田委員 そのほうがよろしければそうしてください。一方的に提言ができないわけですね。向こうが主体なので。

○後 提言したとしても、彼らがやらないと言われちゃった場合、どこまで私たちにそのの……。

○石田委員 アフリカ開発銀行とともに、さらなる支援の検討を行うこと。必要な支援策の検討を行うこと。

○後 とともに、というほうがいいのかと思います。

○石田委員 確認し、必要に応じてアフリカ開発銀行とともに、さらなる支援策の検討を行うこと。

○増田 何が気になっているかと率直に申し上げると、やはり内容次第だと思います。ドナーがやるべきこともあれば、やはり政府自身が主体的にやることだってあるわけで、だから支援策というのが何というか、政府が主体となることも含めて、彼らに裨益することを考えるべきだよという提言をアフリカ開発銀行とJICAと政府を交えて

協議するということはあるんだと思います。支援策というのがJICA or アフ開 or togetherで、みたいなことになってくると、必ずしもその限りではないと、この文章のとらえ方として、そこは誤解がないようであればいいんですが、というところなんです。

○石田委員 そうですね。協議の場だから、誤解を招きそうなところは残っていますよね。必要に応じて、アフリカ開発銀行及び政府とともに、両国政府ですか。両国政府とともに、支援策はおかしいんでしょうか。支援を外せばいいんですよね。

○後 対策とかそういうことですか。

○石田委員 追加的対策とか、追加的対策とやるとちょっと意味合いが違ってくるような気がします。

私の言語能力ではこれ以上は無理なので、よくこういう文章をつくられるJICAさんにお任せしていいですか。

平山先生、何か、適切な。

○松行主査 これは追加的対策をみんなで検討して、誰が実施するんですか。

○増田 結局、内容によるんだと思います。先ほど申し上げたとおり、政府がその住民に対するきちんとインクルーシブな政策をそこでちゃんととりなさい、というものもあるでしょうし、やはり彼らに資金が必要なもので、資金的に対応しきれない場合に、ほかのドナーのファンドを持ってくるというものもあるでしょう。今ここでそれが何を指し得るかというのがわからないので、誰が主体となるべきか。本来的には私はドナーがやったとしても、主体はあくまでもやはり政府であって、そこをサイドサポート、誰かするかしないかという話だと思うので、一義的には政府はちゃんとこういうことをやりなさいという部分をドナーがどう支援するかということだと思います。

なので、ほかのドナーからの支援ありきということが前提に来るように誤解をされる可能性はちょっと排除しておきたいというのは気になったところです。

○松行主査 例えば、JICAがこれで追加的に何か対策を支援することというのはできるんですか。

○増田 今回の融資については、JICAが入る協調融資のコンポーネントは基本的には道路の整備のコンポーネントなので、いわゆる附帯事業的なところには直接的な融資はしないんです。

○松行主査 そうするとJICAができることは、知恵を貸すということなんですね。

○増田 今の円借款のスコープの中ではそういうことになります。

○後 円借款の事業の中ではそうですけれども、円借款を出ると、今度附帯事業という、附帯技術支援とか、供与した後の話ですけれども、そういった違うスキームがあるので、附帯有償技プロという形で、その道路の関係する、附帯なものについて支援することはできます。それがもしかしたら環境かもしれないし、また別の道の駅かも

しれないし、それはまたわからないですけども、附帯事業のスキームはあります。

建設においては、明確なファイナンスのデマケーションがされているので、建設中はファイナンスはできません。

スキームがあるかどうかという質問であれば、それは対応するスキームはあります。

○増田 生物多様性保全の分野で、もっと広域ですけども、技術協力を広域にやっている部分があるので、そこで得られた知見なり、そことの関係を生かして、対応を考えると参考にしてもらうような情報を得るといことはあり得るかと思えます。

ただ、そのプロジェクト自体はこの地域を狭義に対象にしているわけではないので、そういう意味で言うと、直接的な技術協力の投入というよりもちょっと幅広く重なり得るといぐらいの話だと思います。

○松行主査 もう1点質問ですが、この生物多様性保全コンポーネントの受益者というのは誰なんでしょうか。このコミュニティ開発支援コンポーネントというのは何となくわかるんですけども。

○栗元 まずは、環境行政に携わっている環境省、森林省、そういった方々へのキャパシティディベロップメントがまず一つございます。

○石田委員 松行さん、私も実は政府多様性保全コンポーネント、JICAがいただいた回答のここしか情報がよくわかっていないんです。4番のところですか。だからそれぞれ、このあたりの検討はこの場でできないということは平山先生が最初からおっしゃられているような環境レビューのときの一つの大きな留意点なのかもしれません。

○増田 ここはまさに具体的にアフリカ開発銀行の調達コンポーネントとして規定されているものなので、審査を通じて、アフリカ開発銀行からより具体的に、ほかにアプレイザルレポートとか、アフ開銀から出ていますけれども、それ以外のことも追加的に情報収集することは可能だと思います。

○松行主査 それでは、この1、2、3、14をあわせたのは、この二つで石田先生、よろしいですか。

○石田委員 はい、私は結構です。

○増田 1番の文言は、最終的にもう一回確認をさせていただくということでよろしいですか。両国政府ともに追加的等のところですか。

○石田委員 必要に応じて、私はあれで理解できるんですけども、JICAとして再検討する可能性が残されているのであれば、どうぞぜひしてください。それはまたメールで。

○増田 わかりました。

○松行主査 4番は、これは削除するということで、5番以降、平山先生、いかがでしょうか。

○平山委員 どうでしょうか。5番は、削除していただいて結構なんですけれども、6、7、8、9すべて、要するに道路をつくるということであれば、大気質、騒音、振動

というところ、それから川などをまたぐ場合であれば、水質汚濁、いろいろな生物の生息域をまたぐのであれば、そういうところの保全、そういったものがきちんと事前に大丈夫であるというふうクリアして、そして事業に入ってくださいという当たり前のことなのですから。

ここで、議論しましたお話をお聞きしても、こういう基準がこういう予測に基づいて大丈夫ですということが具体的にないものはないと、ESIAがですね。というところがありまして、それをやってくださいということなのですから、それを言うとなると、事前に深刻な環境影響がないように、きちんと手段を講じて対応されたい、みたいなものがあるというのだけですから、そんなわかりきったことはもういいではないかというのであれば、落としていただいて結構です。

NO₂、SPMというのを拾っていただいているのですから、これは特にNO₂、SPMがここで問題になるという確信を私が持っているということではありませんので、そういう意味での根拠というのは私にはありませんので、だからそのところも落としていただいて結構です。要するに、当たり前のこと、それから具体的に回答のところを取り上げていただいていることを含めて、当たり前のことしか申し上げませんでしたということで、すべて落としていただいても結構ですが、これは残しておいたほうがやりやすいというのであれば、JICAのほうで後で考えて加えていただいても結構です。

全部質問ですから、対象が十分定まっていなかったということで、焦点があまり定まらなかったということですから、結論としては落としていただいて結構です。

○松行主査 では、5番から9番まで削除するということによろしいでしょうか。

10番は、石田委員、削除ですね。

○石田委員 10番、もう一回考えてみたんですが、ポーチングはこの周りは全然ないんですか。黙ってライセンスなしに動物を殺して、ハンティングしてしまうというのは。

○栗元 あります。それは懸念としても挙げられております。

○石田委員 じゃ、ポーチングについてだけちょっと調べて確認してほしいので、やはり道路ができると便利になりますから、来やすくなるんです。それは周辺国も同じだと思います。ポーチングの増加が懸念されるので、その点についても確認を行い、必要に応じて、緩和策の検討を相手側がやるんですね、JICAではなくて。JICAがつくって相手側に提言することができるんですかね。

緩和策の検討について提言する。要するに、JICAが緩和策をつくるわけではないわけですからね。相手側にこういうのが必要ないでしょうかと提言されるわけですから。もちろん、その過程においてこういう緩和策もありますからどうですかという提言もできますし。

そうしておいていただけますか。また、文言については、内部で検討してみてください。

○松行主査 10番はよろしいですか。

○石田委員 すみませんでした。もう復活はありません。

○松行主査 11番は、これは落としてください。

12番、13番は落とすのでいいですね。14番は先ほどやりました。15番は、これは落としてください。16番も落としてください。

17番は、これ助言に残させてください。趣旨としては、ちゃんとみんながアクセスできる、苦情を窓口に行く、それは間接的でも言うようにできるようにしてくださいということなんですが、苦情受付窓口が容易にアクセスできるよう、アクセスというのは物理的にアクセスできなかった場合は、村長さんに言うなり、そういうシステムをつくってくださいということなんですけれども、苦情窓口が容易にアクセスできることを確認することで、その内容を含めるということで大丈夫ですか。もっと具体的に書いたほうがいいですか。

○後 アクセス手段が担保されているかどうかと。

○松行主査 それは間接的でも構わない。

○後 先ほどおっしゃった村長吸い上げ方式とか。

○増田 文言としてはこれでよろしいですか。

○松行主査 今言った内容がこれに含まれているならそれで結構です。

18番も残させていただきたいんですが、工事中及び供用後の狩猟への影響を確認すること。この書き方で大丈夫ですか。

渡辺 先ほどの密猟の話のほうではなくて、今の一つの経済手段であるピグミーの人の狩猟に対する影響。確認というのはさらに言えば、重大な影響がないような、必要があれば対策を講じるということを含めてですね。

○増田 冒頭で密猟とちょっと混乱したので、我々がわかっていて、それに対応すればいいということであれば、フランス語とか英語で、ポーチングと生計のための狩猟とは言葉が違うはずだと思うので、我々理解していることでいいということであれば、踏まえて対応させていただきます。

○松行主査 あとは落としていただいて結構です。23番も落とすのですよね。

○石田委員 23番、落としてください。

○松行主査 特にほかに委員側からはありますか。

○石田委員 2と3、もう一度見せていただけますか。

14番で中長期にわたり、中長期の生計確保ということを私としては重視したんですけども、彼らに中長期にわたり裨益するものであるかどうかを確認し、というのはちょっとスコープが大きくなりすぎますか。とりあえずいいです。もし何かあればまたメールで連絡します。訂正はありません。大丈夫です。

○松行主査 JICA側からも大丈夫ですか。あと検討するというのを除いて。

それでは、スケジュールの確認をしたいと思います。

渡辺 本件の全体会合への報告は、冒頭に申し上げましたけれども12月7日の全体会合になりますので、今日が13日なので、通常であれば1週間程度、もしくはその翌週の週明けの24日、20日もしくは24日という感じですがけれども、委員の皆様のご都合で、コメント、助言がそこまで多いというわけではないので、20日で問題がなければ20日にさせていただきます。

○松行主査 それはJICA側でもし訂正の提案があった場合、それをした上で20日という意味ですか。

渡辺 月曜日には体裁を整えて、我々のコメントを加えたものをご送付差し上げます。

○松行主査 16日にそれをいただいて、20日までに。

渡辺 20日、もしくは24日でも大丈夫です。

○松行主査 3連休かからないほうが。

渡辺 では、20日までを目途ということで、メールをまた差し上げます。

○松行主査 それでは、よろしいでしょうか。

渡辺 どうもありがとうございました。

今日は、平山先生から重大なご指摘をいただきました。ちょっとまた委員長とも相談しながら、対応していきたいと思います。

長時間、どうもありがとうございました。

午後4時46分閉会